

○ 認定住宅新築等特別税額控除

(事例1) 平成26年4月1日以後に新築等をした認定住宅を居住の用に供して認定住宅新築等特別税額控除の適用を受ける場合

【記載例1-1】認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、8%の税率により課されるべき消費税額等である場合

控除額

次の算式により計算する(措法41の19の4①②)。

$$\left(\begin{array}{l} \text{認定住宅の認定基準に適合} \\ \text{するために必要となる標準} \\ \text{的なかかり増し費用の額} \\ \text{(最高650万円)} \end{array} \right) \times 10\% \dots\dots \rightarrow \text{〔100円未満の端数切捨て〕}$$

設例

居住開始年月日	平成26年10月25日
認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額	39,000,000円
総床面積/うち居住用	150㎡/150㎡
課税総所得金額に対する税額	400,000円
※ 共有者なし	

→ 「認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書(平成26年4月1日以後居住用)」を使用する。

認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書 (平成26年4月1日以後居住用)

(平成26年分)

氏名 **国税 太郎**

提出用

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

この明細書は、認定住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の取得をして平成26年4月1日以後に居住の用に供した方が、認定住宅新築等特別税額控除を受ける場合に、認定住宅新築等特別税額控除額を計算するために使用します。

詳しくは、「認定住宅新築等特別税額控除を受けられる方へ」を読んでください。

なお、平成26年3月31日以前に居住の用に供してこの控除を受ける場合には「認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書（平成26年3月31日以前居住用）」を使用してください。

1 共有者の氏名（共有の場合のみ書いてください。）

フリガナ	フリガナ
氏名	氏名

2 認定住宅に係る事項

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、①欄のみ記入します。

居住開始年月日	①	平成26年10月25日
総床面積	②	150.00㎡
②のうち居住用部分の床面積	③	150.00
床面積1㎡当たりの標準的なかかり増し費用の額	④	43,800円
あなたの共有持分 ※ 共有の場合のみ書いてください。	⑤	/

「登記事項証明書」の床面積（区分所有建物の場合は、区分所有する部分の床面積）を書きます。

3 税額控除限度額の計算等

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、⑬欄のみ記入します。

標準的なかかり増し費用の額 (④ × ②)	⑥	6,570,000円
あなたの持分に相当する費用の額 ⑥又は(⑥ × ⑤)	⑦	6,570,000円
居住用割合 (③ ÷ ②) ※ 小数点以下第1位まで書きます。	⑧	100.0%
居住用部分に相当する費用の額 (⑦ × ⑧)	⑨	6,570,000円
認定住宅限度額	⑩	650万円 500万円
⑨と⑩のいずれか少ない方の金額	⑪	6,500,000円
税額控除限度額 (⑪ × 10%)	⑫	650,000 (100円未満の端数切捨て)
前年から繰り越された控除未済税額控除額 (前年分の計算明細書の⑫の金額)	⑬	

⑩欄の割合が90%以上である場合は、100.0%と書きます。

該当する金額を○で囲んでください。認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税の合計額（以下「消費税額等」といいます。）のうちに、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等（以下「新消費税額等」といいます。）が含まれる場合の認定住宅限度額は、650万円です。それ以外の場合の認定住宅限度額は、500万円です。

認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、新消費税額等とその新消費税額等以外の額（以下「旧消費税額等」といいます。）の合計額から成る場合には、裏面の算式で計算した⑩の金額を⑩欄に転記します。

平成25年から繰り越された控除未済税額控除額の場合には、平成25年分の「認定長期優良住宅新築等特別税額控除額の計算明細書」の⑫の金額を転記します。

4 本年分で差し引く認定住宅新築等特別税額控除額の計算等

課税総所得金額に対する税額	⑭	400,000円
配当控除	⑮	
投資税額等控除	⑯	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	⑰	
政党等寄附金等特別控除	⑱	
住宅耐震改修特別控除	⑲	
住宅特定改修特別税額控除	⑳	
(⑭ - ⑮ - ⑯ - ⑰ - ⑱ - ⑳)	㉑ (赤字のときは0)	400,000
認定住宅新築等特別税額控除額 (⑫と㉑のいずれか少ない方の金額又は ⑬と㉑のいずれか少ない方の金額)	㉒	400,000
翌年に繰り越す控除未済税額控除額 (㉒ - ㉑)	㉓	250,000

申告書A第一表の「税金の計算」欄の⑫の金額又は申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑫の金額を書きます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「認定住宅」の文字を○で囲み、「区分」欄に「3」を書き、控除額を転記してください。住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

※ 前年に居住の用に供した住宅の場合は「0」となります。